

学校法人会計基準について

【学校法人とは】

学校法人は教育研究活動を目的とし、その経費の大半は学生生徒等からの納付金・国民の税金を原資とした補助金・個人及び企業からの寄付金によって賄われています。また、税制上の優遇措置もあり極めて公共性の高い法人と言えます。

そのため、学校法人では企業のような営利目的の事業ではなく、建学の精神に基づく教育研究活動による成果を社会に還元することを目的としています。

中部大学は、「不言実行、あてになる人間」を信条とし、豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を育成するとともに、優れた研究成果をあげ、保有する知的・物的資源を広く提供することにより、社会の発展に貢献することを基本理念としています。

【学校法人会計基準とは】

私立学校は公共性が極めて高く、将来にわたって事業を継続することが求められます。そのためには、長期的視点から継続的な運営を可能にすることを前提とした収支の均衡が図られているかを把握することが必要です。このような私立学校の特性を踏まえ、私学助成を受ける学校法人が私学助成法に基づき適正な会計処理を行うための統一的な会計処理の基準として制定されたものが学校法人会計基準です。

【学校法人会計基準の特徴】

企業会計ではその年度の収益と費用から計算される損益と企業の資産・負債及び資本の状態を利害関係者へ報告するために、「損益計算書」「貸借対照表」が作成されます。学校法人会計基準では、「資金収支計算書」「活動区分別資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」を作成することを義務付けており、これらの計算書類から資金の流れや収支の均衡状態、資産・負債等の状況を明らかにすることを目的としています。

計算書類

【資金収支計算書・活動区分別資金収支計算書】

資金収支計算書の目的は

- 1) 当該会計年度の諸活動に対応する収入及び支出の内容
- 2) 当該会計年度における支払資金(現金及び預貯金)の収入及び支出のてん末を明らかにすることです。
(学校法人会計基準第6条)

1)は現実の収入・支出に限らず、その会計期間に入金すべき額(未収入金など)または支出すべき額(未払金など)も含めます。

2)は支払資金の前年度末残高、入金・出金、年度末残高を明らかにします。

1)には支払資金の増減を伴わない未収入金・未払金などを含める必要がありますが、2)では現実の年度末残高を明らかにする必要があるため、未収入金・未払金などの調整が必要です。よって、資金収支計算書では、資金収入調整勘定・資金支出調整勘定という特別な科目が必要になります。

なお、活動区分別資金収支計算書は、資金収支計算書を「教育・施設設備・その他」の活動区分別に記載し、それぞれの区分ごとの資金の流れをわかるようにしたものです。

【事業活動収支計算書】

事業活動収支計算書の目的は当該会計年度の事業活動収入・事業活動支出を「教育・教育以外・その他」に区分して内容を明らかにするとともに、基本金組入額を控除した収支の均衡を明らかにすることです。

(学校法人会計基準15条)

事業活動収入とは学校法人の負債とならない収入です。

事業活動支出とは当該会計年度において消費する資産の価額及び用役の対価であり、前者は減価償却費、後者は人件費・教育研究経費・管理経費・借入金利息などです。

事業活動収支計算書では、事業活動収入から事業活動支出を比較し、その収支差額から基本金組入額を控除して、均衡の状態を明らかにします。

【貸借対照表】

貸借対照表の目的は一定時点(会計年度末)における財政状態を明らかにすることで、次の式が成り立ちます。

「資産＝負債＋自己資金」

学校法人の自己資金は基本金及び繰越収支差額として表されます。